

令和 4 年 第 7 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 8 日

柳川市農業委員会

# 第 7 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 7 月 8 日 午後 2 時 08 分～午後 3 時 00 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 16名 欠席者 2名

議 題 議案第33号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第34号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第35号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第36号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第37号

1. 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願について

議案第38号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第39号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第40号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

農業委員

出席委員（16名）

2番 高田 一利  
4番 吉丸 隆吉  
6番 梶島 練二  
9番 藤木 邦彦  
11番 松藤 政義  
13番 松藤 和彦  
15番 河口 隆光  
17番 阿志賀 一喜  
19番

3番 亀崎 忠治  
5番 古賀 勝次  
8番 三小田 由勝  
10番 田中 満義  
12番 松藤 一利  
14番 島添 茂樹  
16番 園田 清美  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（2名）

1番 山田 善治

7番 大淵 秀樹

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹  
藤木 二三男  
梶島 一晴  
古賀 宏義  
櫻木 利和  
平川 貴大  
鶴田 信行  
三浦 榮一  
江口 克子

藤吉利 広  
亀崎 壽満  
梅崎 直祝  
野口 秀一  
高口 勇晴  
浦 幸之助  
原 壽利  
吉開 健

欠席委員（2名）

米田 秀俊

松藤 稔

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時08分 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第7回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第15条の規定によりまして、会長の代理として、第1職務代理者であります島添副会長が議長となりますので、島添副会長、よろしく願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日はお忙しい中、また、暑い中に第7回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。この場をおかりいたしまして、心よりお礼申し上げます。

今も黙祷したように、6月16日に前会長であります松藤正之さんが亡くなりましたこと、本当に残念でなりません。私も、この場をお借りいたしまして、皆さんと一緒にお悔やみ申し上げます。

それでは、本日は、いろいろありましたけれども、早速始めたいと思います。

田植えも終わりました、大豆まきをしている方もおられるかと思いますが、暑い中ですので、とにかく健康にだけは気をつけて頑張っていたきたいと思っております。

今、局長から言われましたように、今回は私が第1職務代理者でありますので、議長の代理を務めさせていただきますので、最後まで皆さん方の協力のほどをよろしくお願いいたしまして、ただいまより始めたいと思います。

座って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員数16名、各定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和4年第7回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

令和4年

## 第7回柳川市農業委員会総会議案

### 議案第33号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議案第34号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議案第35号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議案第36号

1. 農地転用計画変更申請について

### 議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可処分取消願について

### 議案第38号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

### 議案第39号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

### 議案第40号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

### 報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

### その他

令和5年7月10日提出

柳川市農業委員会 会長職務代理者 島添 茂樹

---

以上です。

### ○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第33号から議案第40号までの8件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、8番三小田由勝委員、12番松藤一利委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の2ページを御覧ください。

---

議案第33号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積492平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積531平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積810平米、外1筆、合計1,195平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,106平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

議案所の3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積768平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,046平米、小作、外1筆、合計5,417平米。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積631平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,315平米、自作、外6筆、合計10,967平米。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

**○事務局次長（岡本齊直君）**

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇千円。

申請番号2番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、2筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号6番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号7番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号8番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ使用貸借権の設定を行うための申請です。

以上、申請番号1番から8番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第33号について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第33号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第34号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積95平米。申請人、〇〇。転用目的、工場敷地及び駐車場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが、自ら代表取締役を務める会社へ貸し出す自動車工場の敷地拡張及び車両置場を建設するための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、大和庁舎から500メートル以内に位置するため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第34号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ、三小田委員。

○8番（三小田由勝君）

この件は現地立会した時無断転用やったでしょう。そりけん、始末書とかなんとかを取ってくれち言うとったばってん、取ってもろうたつかね、それ。

○事務局（田中道博君）

始末書も取っております。

○8番（三小田由勝君）

取とっ。

○事務局（田中道博君）

はい。

○8番（三小田由勝君）

そして、始末書だけ。

○事務局（田中道博君）

そうですね。

○8番（三小田由勝君）

それはちょっと、取とんなら見すつかどげんかしてくれんなら、こっちは全然分からんとやっけん。内容ば見たかけん始末書ば取ってくれち言うて委員さんも誰でん頼んどつとやろうが。

○事務局長（乗富和也君）

すみません、そしたらちょっと今からコピーをすぐ用意いたしたいと思いますので、それまで中断といたしますか……

○8番（三小田由勝君）

よかよ、後からで。

○事務局長（乗富和也君）

よろしいですか。

○8番（三小田由勝君）

はい。

○事務局長（乗富和也君）

一応、始末書は取っておりますので、終了……

○17番（阿志賀一喜君）

始末書を読み上げればいいんじゃないですか？

○事務局長（乗富和也君）

そうですね。そしたら、始末書のほうを読み上げます。

○議長（島添茂樹君）

それでいいですか、三小田委員。

○8番（三小田由勝君）

はい。それちょっと言うてくれんと、こっちは全然分からんとやけん。

○事務局（田中道博君）

令和4年6月14日提出。始末書。申請人は、平成5年、父〇〇より〇〇の宅地を借り、作業所・事務所を建築し自動車整備業を開業しました。そのとき、整備場の広さの規格があり、南北に20.3メートル程度確保する必要があり、〇〇の宅地から北側の申請地にかけて、作業所・事務所を建築した次第です。

農振法、農地法の規定を理解せず建築し、かつ今日に至るまで許可手続を経ず使用しておりますことは、誠に申し訳なく、深くおわび申し上げます。

今後は、農振法、農地法の規定を遵守し、二度とこのようなことがないようにいたします。

この度申請書を提出いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

〇〇。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

よろしゅうございますか、それで。

○8番（三小田由勝君）

はい。

（ちょっと議長よかですか。）

○議長（島添茂樹君）

はい、どうぞ。

○3番（亀崎忠治君）

そんなら、無断転用しとって、今後もそしたら始末書で、農振のそういった理解ばせんま

まにされとった場合は、農業委員会へそういった提出をしていけば、通過していく感じになってくっですたいね。

○10番（田中満義君）

大体から、以前はの、申請人がちゃんとそこさん来て謝りに来た、本人が。ぼってん、今そういうことはせんごたっね。（「はいはい」と呼ぶ者あり）そして、今んとは全部誰にでんお知らせせやんと。

○3番（亀崎忠治君）

そいけん、事務局もそこら辺は、しっかりと今後お願いいたします。

以上です。どうぞ続けてください。

○議長（島添茂樹君）

それでは、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

なければ、異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員でございます。よって、議案第34号については、提案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第35号

## 1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積211平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積88平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積558平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農家分家住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積495平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農家分家住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積203平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積903平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号7番、農地の所在、〇〇。地目・畑。面積410平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積256平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸資材置場。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積828平米、外3筆、合計2,197平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,254平米。申請人〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅。

### ○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さん、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、自己用駐車場を建設するための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。  
契約の種類は贈与。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。  
契約の種類は贈与。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが、資材置場の敷地拡張のための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、一筆〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇さんが、資材置場を建設するための申請です。  
なお、この案件につきましては、後ほど御説明いたします計画変更申請と関連があります。  
契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇円。

申請番号7番は、譲受人、〇〇さんが、建売住宅を2戸建設するための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇千円。

申請番号8番は、譲受人、〇〇さんが、自らが取締役を務める土木建築会社へ貸し出す貸  
資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇千円。

申請番号9番は、〇〇さんが、建売住宅を9戸建設するための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、4筆合計で〇〇円。

申請番号10番は、譲受人、〇〇さんが、建売住宅4戸を建設するための申請です。  
契約の種類は売買。代金は、一筆で〇〇千円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び7番の農地区分について、1番は住宅等が連たんしているため、7番は  
西鉄矢加部駅から300メートル以内のため、いずれも第3種農地と判断します。よって、転  
用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番、6番、8番、9番の農地区分ですが、2番、6番、8番は、おおむね10ヘ  
クタール未満の一団の農地のため、9番は市役所大和庁舎より500メートル程度以内の農地  
のため、いずれも第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番、4番、5番、10番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、3番、4番、10番は集落接続として設置されるため、5番は既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第35号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。賛成全員であります。よって、議案第35号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第36号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

議案第35号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

(1) 株式会社 ○○

①変更する土地。

農地の所在、○○。地目・田。面積1,214平米、外1筆。転用許可日、令和4年2月25日。  
転用目的、資材置場及び倉庫用地。

②変更する理由。

敷地幅が狭く、大型トラックがUターンできないため、隣接地も含めた計画に変更するもの。

③当初事業計画と変更事業計画。

こちらの変更箇所につきましては、完工日が令和4年12月9日から令和5年6月9日に変更と、面積が1,345平米から2,248平米に増えた箇所になります。

朗読と説明は以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第36号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第36号について、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分取消願について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

---

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

---

申請番号1番、法律条文3条。農地の所在、〇〇。地目・田。面積、631平米。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。適用条項、平成30年4月10日、第3条許可（売買）。取消理由、所有権移転前に所有者死亡により、再度3条申請を行うため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第37号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第37号について、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第38号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

---

議案第38号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,020平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,414平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,816平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,500平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番は大和地区、4番是三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

議案第38号の申請番号1番と2番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員にお願いいたします。

申請番号3番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員にお願いいたします。

申請番号4番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開 健委員を指名することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第38号について、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたします。

議案第39号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第39号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の1枚つづり、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年7月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積26,039平米、筆数13筆。売り手5名、買い手5名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,945平米、外3筆、合計6,630平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、

引渡の時期、いずれも令和4年7月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、外7件です。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

ありがとうございました。事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第39号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

ありがとうございます。お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（島添茂樹君）**

全員賛成であります。よって、議案第39号について、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第40号 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

---

議案第40号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号に基づき、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の

設定について承認方付議する。

---

**○事務局長（乗富和也君）**

こちらにつきましては、別紙でお送りしております。議案第40号別紙 下限面積（別段の面積）の設定についてというものを御覧ください。

この下限面積とは、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行うためには一定の農業経営面積が必要という考えから、農地法第3条の許可要件の一つとされています。

柳川市において、新たに農地を取得する場合、現在権利を有している面積と新たに農地を取得しようとする合計面積が、40アール以上必要となっております。この40アールが柳川市農業委員会で設定する農地法の下限面積（別段の面積）です。

別紙の3段落目に記載しておりますが、さきの国会において、下限面積の要件を撤廃する法案が可決されておりますが、運用等についての提示がなされていないため、例年どおり下限面積の設定を行うものです。

それでは、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について提案いたします。

方針として、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わない。

理由としましては、現在の下限面積40アールを下げれば農家の経営農地面積の細分化となり、一戸当たり経営面積の減少につながるためです。

また、令和3年度、委員の皆様における農地パトロールの結果、管内の遊休農地率は0.06%と非常に低い状況であります。よって、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わないということで提案するものであります。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第40号について御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

**○16番（園田清美君）**

この文書を読み解いてみますと、これは、もう可決されておるち書いてあつですね。それで、ただ、運用の時期が決まっていないから下のような形に、1、2としますということですから、もし、じゃ、この運用が決まった整理されたならば、また再度ここで検討するちゅう形を取るちゅうことで理解してよかですか。この辺はどうでしょうか。

○議長（島添茂樹君）

はい、どうぞ。

○事務局長（乗富和也君）

ただいまの御質問がありましたけれども、法案としては可決をされました。法の施行について、たしか1年以内に施行していくというふうな文言になっておったかと思います。

じゃ、具体的にどういうふうな内容でしていくのかというのがまだ提示をされていない状況でございまして、それらを見た上で、そもそも下限面積を設定する必要がないということであれば今までのような、議案としてかける必要もなくなるのかなというふうに事務局としては感じておりますけれども、いずれにしても、その内容がまだ具体的に示されておられませんので、この下限面積については毎年設定をするようになっております。今の段階では、じゃ、従来どおりの40アールでということと本日のご提案をいたしていただくところでございます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

よろしゅうございますか、それで。

○16番（園田清美君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第40号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告があります。

事務局よりお願いいたします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の11ページを御覧ください。

---

**報 告**

**1. 農地法第18条第6項の規定による通知について**

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年5月24日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,020平米のうち284平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。備考、離作料なし（利用権設定）。

外13件です。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。

---

**報 告**

**2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について**

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年6月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積112平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。備考、解約日、令和4年6月6日。

外2件です。

報告は以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

ありがとうございました。以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長（乗富和也君）**

それでは、連絡事項についてですけれども、まず、先ほどあっせん委員に指名されました

推進委員の皆さんには、後ほど資料のほうをお渡ししますので、よろしく願いいたします。

続いて2点目が、次回、8月の総会でございます。

8月の総会を8月10日水曜日の午後2時からこちらで開催をしますので、よろしく願いいたします。

それから3点目が、先月の6月総会の際に令和4年度の最適化活動の目標設定を今月7月の総会で提案させていただきますというふうに申し上げておったかと思えます。これについて、会長がお亡くなりになった件もありますし、内容について少し考え方の整理された雛型等々がこちらにも届いたりしまして、それらをもう少し精査する必要がございましたので、一応来月、8月の総会で令和4年度の活動目標のほうは議案として提案をしていきたいというふうに考えております。

連絡事項は以上でございます。

#### ○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。これをもちまして、令和4年第7回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年7月8日

柳川市農業委員会会長職務代理者 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 三小田 由 勝

〃 松 藤 一 利